

《発表記者会：秋田県政記者会》

令和6年11月28日

国土交通省東北運輸局 秋田運輸支局

## 秋田県初！自家用車活用事業を許可しました

～地域の「交通の担い手」と「タクシー不足」の課題の解決に向けて～

この度、東北運輸局秋田運輸支局は、秋田交通圏におけるタクシー不足を補うため、タクシー事業者から申請のあった自家用自動車有償運送（自家用車活用事業）許可申請について、秋田県で初めて許可しました。

今後、安全・安心を確保しつつ、タクシー不足の解消や交通の利便性向上が図られることが期待されます。

### ○ 自家用車活用事業とは

自家用車活用事業は、地域交通の担い手や移動の足の確保といった課題に対応するため、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーを活用して、有償で運送サービスを提供することを可能とする制度です。

### ○ 11月28日付け許可事業者一覧（秋田交通圏を許可地域とする自家用車活用事業）

許可日	事業者名	営業所名	使用可能車両数
R6.11.28	キングタクシー(株)	本社	2台
R6.11.28	国際タクシー(株)	本社	1台
R6.11.28	あさひ自動車(株)	本社	1台

### ○ 許可地域及び実施時間帯

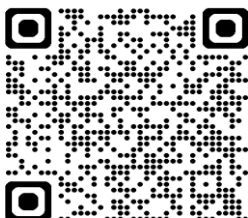
- ・ 許可地域 秋田交通圏（秋田市）
- ・ 実施時間帯 金曜日 16時台～翌5時台、土曜日 16時台～翌5時台

### ○ 以降、東北管内で許可した事業者の一覧は、随時、ホームページで公表しますので以下のリンクをご覧ください。

- ・ 許可事業者一覧 <https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/jk/jk-sub95.html>（東北運輸局 HP）  
（下記QRコードからもご覧いただけます）

### ○ サービス開始時期、詳細に関しては、タクシー事業者毎に異なる場合がございますので、タクシー事業者にお問い合わせください。

東北運輸局 HP



&lt;問い合わせ先&gt;

○秋田運輸支局輸送監査部門 担当：阿部・明平

TEL：018-863-5811

（音声ガイダンス3）